

国際会議開催に関する手続

平成18年4月17日	理事会制定
平成20年12月22日	理事会改定
平成23年12月19日	理事会改定
平成25年7月22日	理事会改定
2018年12月17日	理事会改正
2025年9月2日	理事会改正

第1条（総則）

本手続は主催または共同主催等の国際会議開催に関する事項を定める。

第2条（国際会議）

本手続における国際会議とは、2つ以上の国／地域の人が集まって開催し、組織委員会、実行委員会等に外国の委員を含む等、企画・実行等の委員会により国際会議として位置づけられたものとする。

また国際会議を開催する内部責任組織を「開催母体」という。本会が主催または共同主催する場合は、理事会及び傘下の委員会（本部）／ソサイエティ／グループ等の事業会計を有する組織が開催母体となる。国際会議を企画提案・運営実施する本会の内部組織を「実行組織」という。

第3条（開催形態）

本会の名義で開催される国際会議の形態は、以下の4種類に分類する。

- (a) 主催（sponsored by等）
本会が会議開催のすべての責務を負い、開催母体が本会単独の場合に主催とする。
- (b) 共同主催（cosponsored by等）
複数学協会が合同して会議を開催し、本会が会議開催の共同分担の度合いに応じて責務を負う場合に共同主催とする。共同分担の度合いに応じて主格あるいは同格等に区分される場合、また責任分担率で区分される場合もある。
- (c) 技術共催（technically co-sponsored by等）
本会が会議開催の実行上のすべての責務を負わず、主に論文関係の業務等の分担を行う場合とする。
- (d) 協賛または後援（in cooperation with等）
本会が会議開催の実行上のすべての責務を負わず、開催案内を会員に周知する等の点で協力する場合とする。ただし、協賛と後援のいずれかを使用することができる。

第4条（開催及び運営）

本会が主催または共同主催する国際会議の実行組織は、次の各号に従って、開催する国際会議の企画、運営、並びに管理を行う。

- (1) 主催または共同主催する国際会議への責務を明確にするため、主催者名または共同主催者名には、本会名称を使用しなければならない。
- (2) 実行組織は、国際会議の企画を開催母体へ提案することができる。また、開催母体の承認に基づき当該企画を実施することができる。なお、実行組織が提案する国際会議の企画には、予算を含む事業計画が記載されていなければならない。
- (3) 実行組織は、本会における共益活動の費用として、国際会議の収入から開催母体が定める割合の収入額を拠出する。
- (4) 開催母体及び実行組織は、開催する国際会議の収支を均衡させる責任を共同で担って当該収支を管理する。ただし、本条第3号に定める共益活動の費用は、開催母体が管理する。
- (5) 実行組織は開催した国際会議の収支を開催母体の定める期限までに報告しなければならない。開催母体は、実行組織の報告に基づき国際会議終了年度の決算に当該収支を計上しなければならない。

- (6) 開催母体及び実行組織は、継続的に開催する国際会議について、各々の国際会議における本会持分剰余金の70%を準備金として管理し、本条第4号に定める収支の均衡に用いることができる。

第5条（補則）

本手続の改廃には、理事会の決議を要する。

附 則

本手続きの改正は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。なお、「一般社団法人」の名称以外は、本手続きの改正を準用して手続きを実施する。

附 則（2025年9月2日改正）

本手続きの改正は、2027年4月1日以降に開催する国際会議から適用する。

申請と審議にあたって

本会が主催あるいは共同主催する国際会議を企画する実行組織は、以下の手続きにより開催母体に申請を行うものとする。

1. 実行組織は、会議開催の責務を負うことが可能である旨の事業計画を国際会議開催計画趣意書（様式1を参考）として作成し、開催母体（本部またはソサイエティ／グループ等）に提出する。
なお、共同主催の場合、実行組織は事前に他の開催団体と協議を行い、責任分担率を明確にする取決めを作成する。
2. 開催母体は、会議開催の申請があった場合、開催会議の趣旨、財務健全性等を審査し、実施の可否を審議するものとする。
3. 学会名義は以下とする。
開催母体が、本部またはソサイエティ／グループで、会議開催が承認された場合は、本会ロゴの使用ができる（ただし、ソサイエティ／グループの場合は本会ロゴとソサイエティ／グループのロゴを併記できる）。
【本部名義は、（一般社団法人）電子情報通信学会、ソサイエティ／グループ名義とは（一般社団法人）電子情報通信学会〇〇ソサイエティ／グループである】
4. 会計処理と独立採算
実行組織は、国際会議終了後に「国際会議活動収入」、「国際会議活動費」、を報告する。
また、国際会議終了後に実行組織が解散する場合を除き、会議終了後の剰余金（共同主催の場合は、責任分担率を乗じて本会決算に計上した剰余金）の70%を次回開催の原資として活用することができる。
5. 開催母体の審議決定機関は、国際委員会または各ソサイエティ／グループ国際委員会（これに相応する機能を有する機関を含む）とし、次のように分担する。ただし、審議決定機関については、各ソサイエティ／グループ活動の独自性を重視し、当該国際会議と最も関係が深いソサイエティ／グループ国際委員会を審議決定機関とすることを原則とする。
 - 5.1 国際委員会
 - (a) 本会以外の主な開催団体が学会相当で、本会としても学会レベルで対応が必要と判断されるもの。
 - (b) 本会会長名で募金活動を行うもの。（ソサイエティ／グループで学会名義使用を承認されたもので、更に本会会長名で募金活動を行うものを含む）
 - (c) ソサイエティ／グループが個別に対応するのは適当でない判断したもの。
 - (d) 国際セクションが企画するもの。
 - (e) その他、国際委員会が承認したもの。
 - 5.2 各ソサイエティ／グループ国際委員会（これに相応する機能を有する機関を含む）
 - (a) 本会ソサイエティ／グループ以外の主な開催団体がソサイエティ／グループ相当であるもの。
 - (b) ソサイエティ／グループが企画するもの。
 - (c) ソサイエティ／グループに属する研究専門委員会が企画するもの。
 - (d) その他、各ソサイエティ／グループ国際委員会（これに相応する機能を有する機関を含む）が承認したもの。
6. 実行組織は国際会議終了後、審議決定機関（本部またはソサイエティ／グループ）へ、実施報告を速やかに行うものとする。
7. 国際会議の事務処理を取り扱うにあたり、国際委員会で事務処理マニュアルを別途定める。